

副食有償提供実施要項

(目的)

第1条 本要項は、内閣府子ども子育て本部参事官「府子本第219号」および厚生労働省子ども家庭局保育課長「子保発0627第1号」として、令和1年6月27日に発せられた「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」の通知内容に基づき、当法人運営の保育施設における入所児童の副食の有償提供について、必要な事項を定めたものである。

(副食有償提供)

第2条 当法人は、別表1に定める副食有償提供施設に在所する2号認定子どもの保護者（以下、単に「保護者」とする。）から、自身の入所児童への副食提供の申し込みがあった場合には、入所児童の最善の利益に考慮して、原則として副食を提供することとする。

(副食の申し込み)

第3条 保護者からの副食提供の申し込みは、翌月分の申し込みを当月20日までに、副食有償提供申込・変更・解約申請書（別紙1）にて1か月単位で申請することとし、その後、退園等による解約申出があるまでは、自動的に1か月単位で更新することとする。

2 前項の定めによらず、新入園児の場合は入所後速やかに、事後による申し込みをおこなうこととする。

(副食の保護者負担)

第4条 副食を申し込んだ保護者は、別表1の金額を、副食有償提供申込・変更・解約申請書（別紙1）で選択した方法にて、在所施設に支払うこととする。

2 前項において副食を申し込んだ保護者の内、別表1の国立市エリアと国分寺市エリアの副食有償提供施設の保護者は、登園日数に係らず同表の2号認定子どもの副食費の月額保護者負担額を当月20日までに支払うこととする。

3 前項、前々項の定めによらず、法令等で個別の減免の定め等がある場合は、そちらを適用する。

(その他)

第5条 本要項に定めのないことについては、理事会で決定する。

附則1 本要項は令和1年10月1日から実施する。

- 附則 2 令和 2 年 9 月 1 日 一部改正（副食の保護者負担、別紙 1、別表 1）
- 附則 3 令和 4 年 11 月 1 日 一部改正（別表 1 第 2 条、第 4 条関係 エリア国立市の 2 号認定こどもの副食費の月額保護者負担額を登園 1 日につき 180 円から月額 4,500 円に改正）
- 附則 4 令和 6 年 4 月 1 日 一部改正（どこを改正した） 施行は保育園ごとに時期決定

別表 1 第 2 条、第 4 条関係

エリア	副食有償提供施設	2 号認定子どもの副食費の月額保護者負担額
国立市	国立保育園 北保育園 きたひだまり保育園 国立ひまわり保育園	4,500 円
国分寺市	西国分寺保育園 富士本保育園	4,500 円

別紙 1

副食有償提供 申込・変更・解約 申請書

私は以下の児童の副食有償提供の 申込 変更 解約 を申請します。

申請日 令和 年 月 日 保護者氏名 ⑩

申込

クラス名 児童氏名

副食有償提供期間 令和 年 月 1 日から 1 か月間とし、解約まで 1 か月単位で自動更新

支払方法 口座振替 現金

変更

変更内容

解約